

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、島田市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和7年6月13日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 都市計画の種類

島田都市計画公園

3・3・1号 南町公園（廃止）

3・3・2号 七丁目公園（廃止）

3・3・5号 大井川公園

6・4・1号 横井運動公園

7・5・2号 白岩寺公園

島田都市計画緑地

4号 かなや大井川緑地

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課